

中間前金払に関するQ & A

八戸圏域水道企業団

Q 1 中間前金払とはどのようなものですか？

A 1 現在、1件当たりの請負代金額が500万円以上の建設工事において、請負代金額の10分の4以内の前金払の請求ができることになっていますが、施工の中間時期にさらに10分の2以内で追加して支払う前金払のことを「中間前金払」といいます。

中間前金払は、工事代金の円滑かつ速やかな支払を確保するとともに、受注者と発注者双方における事務の省力化を図ることを目的としています。

Q 2 中間前金払のメリットは何ですか？

A 2 中間前金払は、「部分払」に比べ、受注者及び発注者双方の事務を大幅に省力化することができます。

「部分払」の場合は、出来高検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、検査等にかかる時間が大幅に節約され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q 3 中間前金払の対象工事は何ですか？

A 3 中間前金払の対象工事は、当初契約における請負代金額が500万円以上の建設工事です。ただし、当初の前払金を受領していることが必要となります。

Q 4 中間前金払を請求できる条件は何ですか？

A 4 当初契約における請負代金額が500万円以上の建設工事について、当初の前払金の支払を受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払が行われていないこと。

Q 5 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか？

A 5 「中間前金払認定請求書」に「工事履行報告書」を添付して工事監督職員に提出してください。

なお、「工事履行報告書」に記載された進捗率の数値の根拠が不明な場合は、根拠となる資料の提出を求められることがあります。

また、その他必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

Q 6 A 4 (3) 「既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。」の確認はどのようにするのですか？

A 6 A 4 (2) 「工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。」の確認ができれば、明らかに請負代金額の2分の1を下回る場合を除き、A 4 (3)を確認できたものとみなします。

なお、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定対象とする出来高に加算することができます。

Q 7 中間前払金の支払までの期間はどの程度かかりますか？

A 7 発注者は、「中間前金払認定請求書」等の提出があったときは、提出された「工事履行報告書」等により中間前金払ができる要件を満たしているかどうかの調査を行い、要件を満たしている場合は、「中間前金払認定調書」を受注者に交付します。

この「認定請求」から「認定調書の交付」までの期間は、原則7日以内となっています。なお、支払については、「前金払申請書」及び保証事業会社の発行する「中間前払金保証証書」等を受理した日から14日以内に中間前払金の支払をします。

Q 8 請負契約が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようにになりますか？

A 8 中間前払金の割合は、請求前に契約変更された場合、変更後請負代金額の10分の2（A）以内であり、かつ、受領済みの前払金との合計が変更後請負代金額の10分の6（B）を超えることはできません。すなわち、**A**又は**B**のいずれか低い方の額が上限となります。（以下参照）

① 増額変更の場合

（例）当初の請負代金額 1,000 万円、増額変更 100 万円 当初前払金 400 万円
 $1,100 \text{ 万円} \times 60\% - 400 \text{ 万円} > 1,100 \text{ 万円} \times 20\%$
（260 万円 > 220 万円）
→ 中間前払金請求可能額は、220 万円となります。

② 減額変更の場合

（例）当初の請負代金額 1,000 万円、減額変更 100 万円 当初前払金 400 万円
 $900 \text{ 万円} \times 60\% - 400 \text{ 万円} < 900 \text{ 万円} \times 20\%$
（140 万円 < 180 万円）
→ 中間前払金請求可能額は、140 万円となります。

Q 9 当初契約時の請負代金額が 500 万円未満であった工事が、変更契約により請負代金額が 500 万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A 9 当初契約時の請負代金額が 500 万円未満であった工事については、その後増額変更により請負代金額が 500 万円以上となっても中間前金払の対象としません。

なお、当初契約時に請負代金額が 500 万円以上であった工事については、その後減額変更契約により請負代金額が 500 万円未満となった場合でも中間前金払の対象とします。

Q10 変更契約により工期が延長となった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A10 変更契約後の工期（延長後の工期）の2分の1とします。

Q11 債務負担行為等による複数年の契約の場合はどのようになりますか？

A11 債務負担行為又は継続費に係る2年度以上にわたる契約の場合は、各年度の支払限度額を対象として前金払及び中間前金払を請求することができます。

Q12 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A12 同一の契約において、中間前金払と部分払のいずれか一方を請求することができます。部分払を請求した後は、中間前金払を請求できません。逆に中間前金払を請求した後は、部分払を請求できません。

ただし、年度を越えて施工する必要がある工事（債務負担行為等又は継続費に係る工事）で、各年度末の出来高に対する部分払をする必要がある場合は、部分払を請求することができます。